

品川区長期基本計画【改訂版】素案（たたき台）

都市像 2

未来を創る子育て・教育都市

都市像 3

みんなで築く健康・福祉都市

品川区 企画部

都市像 2 未来を創る子育て・教育都市

2-1	子育て、親育ちを支援する	1
2-2	学校教育の充実を図る	8
2-3	次代を担う青少年を育成する	15
2-4	平和で人権が尊重される社会をつくる	19

都市像 3 みんなで築く健康・福祉都市

3-1	区民の健康づくりを推進する	25
3-2	高齢者福祉の充実を図る	32
3-3	障害者福祉の充実を図る	42
3-4	地域福祉を推進する	47

都市像 2 未来を創る子育て・教育都市

基本方針 2-1 子育て、親育ちを支援する

政策の方向

子育てを巡る環境が変化する中、子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提としつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要です。全ての子どもの健全発達が保障される社会を目指し、親が子育ての喜びを通して自覚と自信を持つことができる、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

現在の状況

核家族化・地域社会のつながりの希薄化などで、子育ての負担感や不安感、孤立感を持つ親が少なくないため、親としての心構えや知識を得る機会、子育てで家庭の交流や気軽に相談ができる場の提供などの支援が必要となっています。

こうした中、保健センターでは、妊娠中から乳幼児期にかけて、母親・父親の子育て力の向上を目的として、母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。保育園・幼稚園・児童センターでは、妊娠期から親同士の交流や学びの機会を提供するチャイルドステーション事業や子育て相談を行っています。児童センターでは、親子サロン・幼児クラブやオアシスルーム、保育園での一時保育などの在宅子育て支援の充実も図っています。また、ファミリーサポートセンター事業などの地域での子育て支援の取り組みとともに、ひとり親家庭や要支援家庭への支援に取り組んでいます。

また、都心回帰や景気の動向等により、多様化し増大する保育需要に対応するため、幼保一体施設の開設、認可保育園・認証保育所の開設支援等、待機児童対策に取り組んでいます。また、幼稚園と保育園に共通の乳幼児教育プログラムを作成し、幼児教育と保育の質の向上に努めています。

児童虐待を未然に防ぐには、身近な子育て相談窓口である子ども家庭支援センターと児童相談所のさらなる連携が求められており、第30次地方制度調査会の答申（平成25年（2013年）6月）においても、都から区へ移譲すべき事務とされています。

今後の課題

子育てという営みを通して親が親として成長していくことにより、喜びや生きがいにつながり、子どものよりよい育ちが実現します。そのために、子育て環境を整備するとともに、行政サービスを利用するだけでなく地域での人と人の

つながりを大切にし、お互い助け合う関係づくりを支援していく必要があります。

親が抱く出産、子どもの発育・発達、子育てについての不安の解消や障害の早期発見のために、関係機関との連携をより強化し、専門的相談・支援を一層充実していくことが必要です。さらに、児童虐待、障害など特に支援が必要な状況にある子どもや家族には、地域での連携を取りながら支援に取り組むことが望まれています。

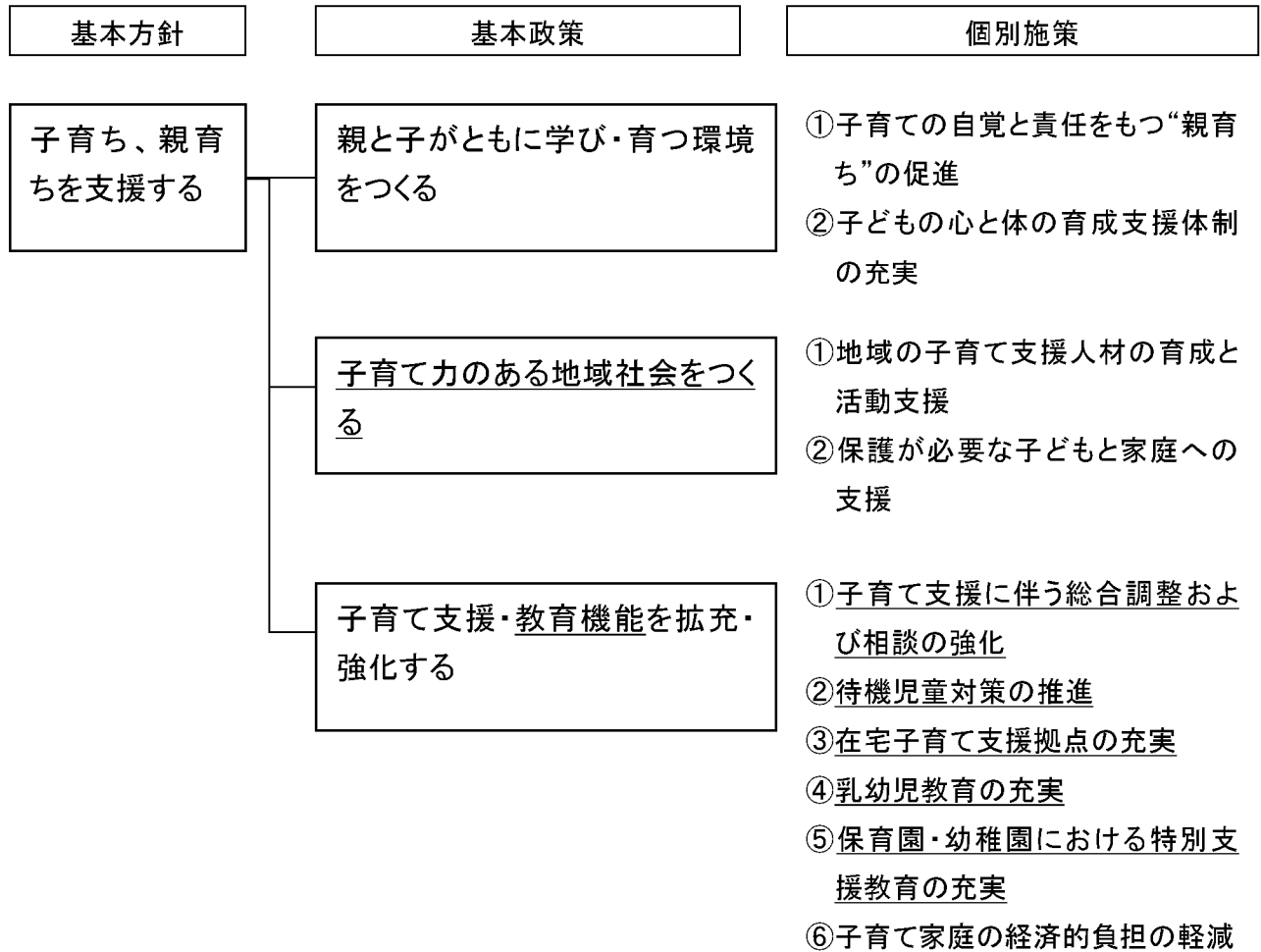
また、当分の間、保育需要の増加が見込まれることから、教育・保育施設の計画的整備や、勤務形態の多様化に応じた柔軟な保育、育児休業からの円滑な入園を進めていくことが重要です。

さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育を充実、強化するとともに、小学校への滑らかな接続を視野に入れ、幼稚園・保育園と小学校間における交流、連携を推進することが極めて重要です。

これからは、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを、多面的にとらえる子育て支援策の充実を図ります。

児童相談所については、現在、都区の役割分担や課題について整理しており、都から区への移管に向け具体的に検討を進めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-1-1：親と子がともに学び・育つ環境をつくる

核家族化の進行や生活様式の多様化にともない、親から子へ、お年よりから若い世代へと子育てを教え、学ぶことが困難となっている現状を踏まえ、親としての育ちを総合的、計画的に支援することが必要となっています。そのため、これから親となる子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てに至る段階で必要となる情報の提供や不安の軽減等により、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

<個別施策>

①子育ての自覚と責任をもつ‘親育ち’の促進

乳幼児家庭の孤立化の防止や、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをとおして親育ちを支援します。

さらに、次代を担う中学・高校・大学生が乳幼児親子とのふれあいをとおして、子どもを生き育てることの尊さや喜びを体験する機会を設けます。

②子どもの心と体の育成支援体制の充実

子どもの健やかな発育・発達を支援し、安心してのびのびと子育てができるよう、妊娠期から乳幼児期にわたり状況に応じた相談・支援、情報提供の機会を設けるとともに、地域における支え合いの充実を図ります。

基本政策 2-1-2：子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りが希薄になりがちな社会状況において、地域における多世代、多様な主体の参加を促し、子育て力のある地域社会をつくります。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化なども推進します。

<個別施策>

①地域の子育て支援人材の育成と活動支援

子育てを経験したシニア世代等の活用や子育て力を持つ様々な団体との協働を図るなど、地域社会が一体となって子育てに取り組むための環境づくりを進め、地域における子育て力を一段と高めていきます。

②保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加の中で、その対処にあたっては、地域の関係機関が連携し対応する体制を強化します。また、親同士が互いに悩みを打ち明け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止を図ります。

基本政策 2-1-3：子育て支援・教育機能を拡充・強化する

社会情勢に応じた多様な保育サービスを展開するとともに、児童センターの機能を強化し、子育てが孤立化しないよう、子育て家庭全体を支援します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

<個別施策>

①子育て支援に伴う総合調整および相談の強化

子育てに伴う様々な相談に対応し、さらに保育園・幼稚園などの教育・保育施設や、子育て支援事業等について、必要な情報提供と円滑な利用ができるよう、関係機関との連絡調整等を行いながら、コーディネートします。

②待機児童対策の推進

増加し高まる保育需要に対応するため、認可保育園・認証保育所の新規開設や家庭的保育事業の拡充等により、受け入れ枠の拡大を図ります。

また、社会情勢の変化にともないパートタイムなど様々な就労形態が増加していることを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施します。

③在宅子育て支援拠点の充実

子育て家庭が孤立していると言われる中、親子が気軽に利用し集えるように、地域子育て支援センターや保育園、児童センターなどの子どもの施設の充実を図り、子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援をとおして、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。

④乳幼児教育の充実

幼稚園・保育園を問わず、就学前の子どもに質の高い乳幼児教育の実践を進めるとともに、保護者に向けて啓発を行い、小学校への滑らかな接続をめざします。また、豊かな幼児期を経て就学へ接続するため、職員研修や教材教具の充実および保育教育環境の向上を図ります。

⑤保育園・幼稚園における特別支援教育の充実

発達障害など配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置を充実させることにより、きめ細かな対応を図ります。また、保育者の知識・対応力向上のため、体系的な研修や巡回相談を充実させます。さらに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発を行います。

⑥子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てし住み続けられるように、子育てに係る費用の経済的負担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。

基本方針 2-2 学校教育の充実を図る

政策の方向

児童・生徒の学力向上と人間形成のために学校教育が担う役割を踏まえ、「品川の教育改革『プラン 21』」をとおして学校経営の改善、向上と教員の意識改革、資質向上を図り、小中一貫教育等を推進するとともに、自主性・自律性の高い学校の教育力をもって着実に教育目標を達成します。

現在の状況

子どもたちの確かな学力と豊かな社会性・人間性の育成をめざして、平成 11 年（1999 年）に「品川の教育改革『プラン 21』」を策定し、学校選択制、外部評価制度、学力定着度調査等の施策を導入しました。あわせて、施設一体型小中一貫校 6 校の建設、習熟度別学習、小学校における教科担任制、中学校の公開授業、小中連携教育、小学校での英語学習などを導入し、特色ある学校づくりを進めるとともに、保護者・地域とともに新しい学校の創造に努めてきました。

さらに平成 18 年度（2006 年度）より、小中一貫教育をすべての区立小中学校で実施し、子どもの状況にあわせた、9 年間一貫した教育課程を通じて系統的な教育活動を実現し、教育目標の着実な達成に努めています。

学校選択制は、保護者が学校を選ぶシステムを提供するとともに、選ばれる学校になるために学校が自ら変わっていくという状況を積極的に生み出すことによって、学校を内から変えていくことをめざして導入された施策です。小中学校とも、従来の通学区域以外の学校を希望した割合は約 3 割となっています。一方で、就学人口が増大している地区や就学人口が一定程度あるにもかかわらず、地域から選択されず小規模化している学校があります。

今後の課題

義務教育においては、児童・生徒の基礎学力の定着向上を図るとともに、互いの人権を尊重し、公共の精神に基づく思いやりの心と規範意識をもつ人間として育成することが求められています。さらに、伝統と文化を尊重し、進んで地域社会に貢献でき、自ら学び実践することのできる、個性と豊かな教養を備えた人間として育成することも必要です。工夫した教育課程や多様な学習形態により学習活動を充実させるとともに、市民科などを通じて自己を確立し社会の一員としての役割を果たせる資質や能力を家庭とともに身に付けさせることが求められています。

また、特別支援教育や区費教員独自採用、各学校が導入した様々な特色ある教育活動が、子どもや保護者、地域のニーズに応えるものになっているか、さ

らに、それらの活動が具体的な成果をあげているかを評価する必要があります。その結果を保護者や地域に示し、情報を共有することで、学校と家庭・地域の信頼関係、教育連携を築いていくことが必要です。そのために、学校には単に教育活動を展開するだけでなく、その結果を踏まえ、さらに、学校自らが工夫・改善を行って次の教育活動を創造するような教員の意識や経営マネジメントの改善を図り、区民の期待に応えうる学校力の高い学校づくりを推進していくことが求められています。

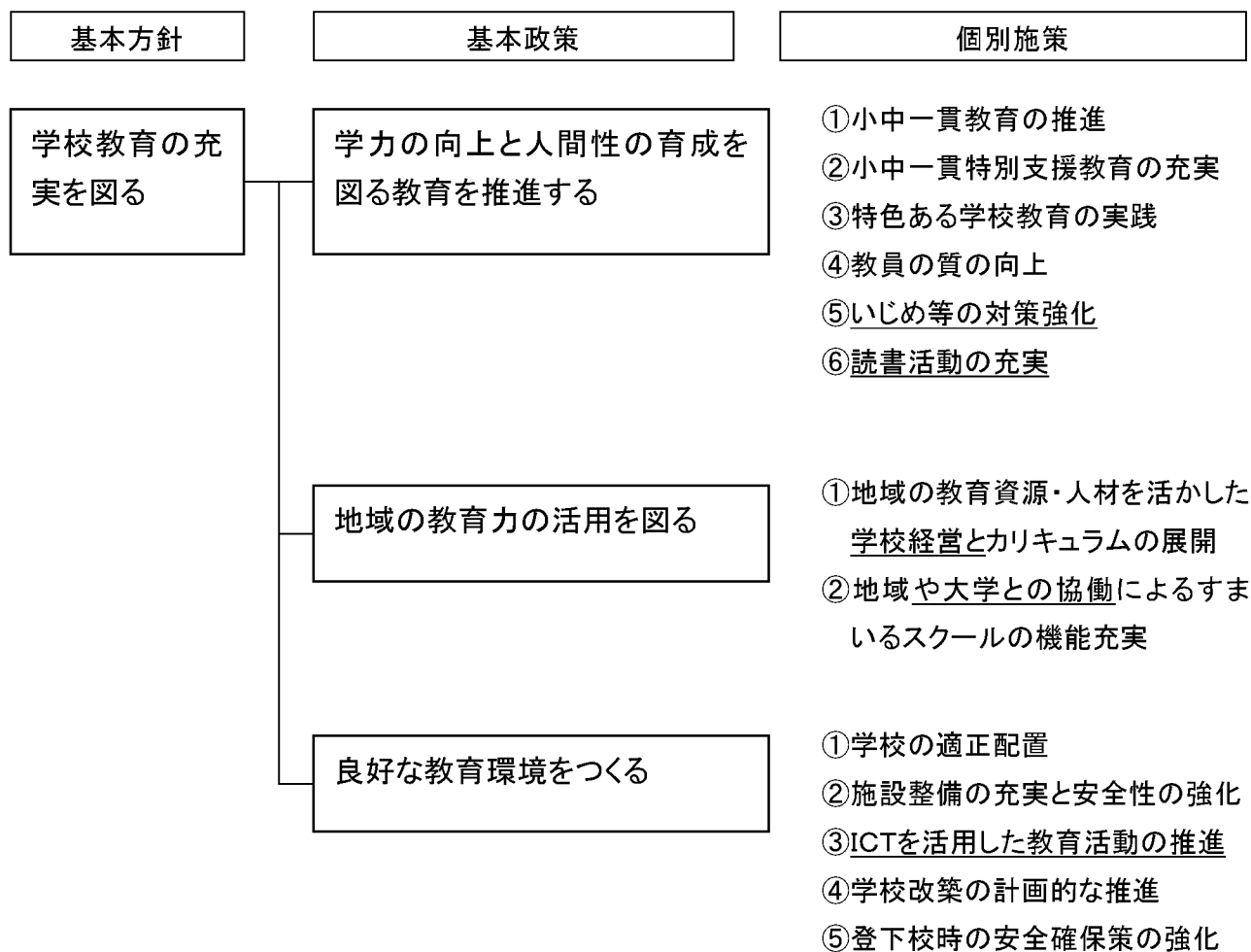
また、幼児が小学校へスムーズに入学できるよう幼稚園や保育園と小学校との連携も強く求められています。

教育の基盤となる施設設備についても、機能性を重視した教室配置や情報機器・設備の充実など、学習環境の一層の整備を推進していくことが必要です。

また今後、就学人口増が予測される地区の学校での受け入れ体制の検討と小規模化している学校への行政の支援が必要となってきます。

さらには、地元の学校を選択した子ども、保護者はもとより、通学区域以外の学校を選択した子ども、保護者に町会の行事等積極的に参加してもらえりような新たな仕組みづくりも必要となってきます。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-2-1：学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

平成18年度（2006年度）から開始した小中一貫教育を評価し、課題を見出したうえで、保護者や地域のニーズに応えながら、小中一貫教育を推進・充実させるとともに、小中一貫教育における多様で特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、小中一貫教育の円滑・継続的な推進のため、小中一貫教育の指導的立場となる教員の区独自採用や資質向上のための研修を徹底します。

さらに、小中一貫教育における特別支援教育については、個の発達に即した支援を継続的に行うシステムづくりを基盤として、専門家チームの派遣や巡回相談などの制度を整備、活用し、児童・生徒に対する適切な支援に取り組みます。

<個別施策>

①小中一貫教育の推進

学習や生活指導において9年間の系統的指導を行うために、すべての区立小中学校において小中一貫教育を実施しています。

一貫教育のさらなる発展のため、連携型一貫校では、モデル校を指定してカリキュラム開発に取り組むなど、新しい連携の形を構築します。

あわせて市民科や小学校英語科をはじめとした各教科の教科書、副教科書、教材の改訂・整備を行うとともに、指導体制の工夫やそのための人的措置の充実を図ります。

②小中一貫特別支援教育の充実

発達障害を有する児童・生徒の増加にともない、特別支援学級を整備・増設するとともに、障害のある児童・生徒のニーズに応じた介助員や学習支援員配置の充実を図ります。また、特別支援教育コーディネーター等の養成およびスキルアップのための研修の充実により、教員の特別支援教育に関する理解を深め、指導力の向上を図ります。

③特色ある学校教育の実践

小中一貫教育をとおして各校（連携グループ）が多様な指導形態、ステップアップ学習等特色ある教育活動に積極的に取り組み、義務教育の質の向上を図ります。また、自らの進路選択や将来設計に役立つ資質・能力や意思決定力等を育成するスチューデント・シティ、ファイナンス・パーク等の充実を図ります。

④教員の質の向上

校区外部評価ならびに専門外部評価の結果を踏まえ、自らの教育活動をより向上させるよう教員の意識改革を図り、教員の職層やキャリアに応じた教員研修などを充実させ、教員の資質向上を図ります。また、品川区独自の小中一貫教育を円滑・継続的に進めるため、品川区に愛着をもち、高い使命感と意欲がある教員を区費で独自に採用し、教員を増員することで学力の向上と豊かな人間性の育成を図る品川区の学校教育の充実をめざします。

⑤いじめ等の対策強化

いじめ防止に関しては、平成24年度（2012年度）に発足した「いじめ等の調査対策委員会」による提言を受け、「いじめられている子どもへの支援」、「地域・保護者による支援体制の構築」、「学校の対応」の観点から取組みを充実してまいります。また、いじめ等（不登校や虐待も含む。）の問題に迅速かつ専門的に対応する品川学校支援チーム（愛称名：HEARTS ハーツ）を設置し、問題の早期発見・解決を図ってまいります。

さらに、いじめとは異なるが、教員等の大人による子どもへの体罰等の問題に関しても、疑いがある事例を見逃すことなく対応し、「学校への指導」、「教職員研修の充実」、「児童・生徒・教職員を対象とした調査」、「通報システムの構築」等に取り組み、問題の根絶を図ります。

今後も引き続きいじめ・体罰等について品川区における考え方、対応等を明らかにし、児童・生徒、保護者、学校、地域、行政等が一丸となり予防、再発防止、根絶に向け取り組んでまいります。

⑥読書活動の充実

子どもたちの読書離れや活字離れが、学習の礎となる「国語力」の形成の妨げとなっていることから、児童・生徒の読書習慣を確立するために、学校図書館の機能を充実し利用の活性化を図るとともに、読書指導の工夫や充実を図ります。

品川図書館は、学校図書館とのオンラインネットワークの安定した運用と運営支援要員の配置によって、学校図書館の運営を側面から支援するとともに、読書指導や調べ学習等への資料の貸出しを行います。

基本政策 2-2-2：地域の教育力の活用を図る

市民科を中心に学校や地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、地域の大学や高校なども含めた教育資源の活用や、地域人材による授業の充実とともに、すまいるスクールへの家庭・地域の参加を促します。これによって、家庭・地域・学校の連携体制を強化し、児童の健全育成や地域課題に対する三者連携による取り組みを図ります。

<個別施策>

①地域の教育資源・人材を活かした学校経営とカリキュラムの展開

公開授業や「まちの人々に学ぶ授業」等における地域の教育資源の活用や、地域人材による授業の充実などにより、学校・家庭・地域の連携を促進します。

②地域や大学との協働によるすまいるスクールの機能充実

放課後の学校施設を活用して児童の社会性や自立心を育てることを目的とするすまいるスクールについては、子ども未来事業部、教育委員会及び学校の連携だけでなく、家庭・学校と地域や大学が協働で児童の健全育成を図る場所とします。

基本政策 2-2-3：良好な教育環境をつくる

良好な教育環境の確保のために、就学人口の動向を見据え、校舎改築や学校配置のあり方について検討します。また、校務および教務の電子システム化による学校運営の効率化を図ってきましたが、I C T機器を活用した教育活動を展開できるよう、学校教育における I C T環境の整備についても積極的に推進します。さらに、学校施設の整備の充実や防災拠点としての機能強化、学校図書館の充実など、子どもの学びを支援する教育環境の整備を図るとともに学校の安全管理を徹底します。

<個別施策>

①学校の適正配置

将来的な就学人口を見据えたうえで、区立小中学校の学校配置のあり方について検討します。

②施設整備の充実と安全性の強化

学校の施設環境の充実を図るとともに、地震災害対策および災害時避難所としての安全性の確保を図ります。

③ I C Tを活用した教育活動の推進

校務および教務の電子システム化を引き続き進めるとともに、教員による指導や児童・生徒の学習活動で I C T機器を活用できる環境整備を計画的に進めます。

④学校改築の計画的な推進

校舎および屋内運動場の耐震化、老朽化施設の改修・改築の計画的推進を図ります。

⑤登下校時の安全確保策の強化

G P S機能付きの携帯電話である「まもるっち」の貸与、8 3運動などにより、登下校時における交通事故、連れ去り等の事件の未然防止を図ります。

基本方針 2-3 次代を担う青少年を育成する

政策の方向

すべての青少年の健全育成を図るため、異年齢・異世代層との交流や自然・社会・職業体験を通じて社会性を身に付けるとともに、思春期における心身の健康づくりに必要な正しい知識と意識がもてるよう、家庭や学校、地域社会が連携したしくみをつくりまします。

現在の状況

近年、青少年をめぐるのは、不登校・ひきこもり等の問題や、フリーターやニートと呼ばれる若者が増加してきており、若者の社会的経済的自立を支援する必要性が高まってきています。また、インターネットを利用した有害情報の流布や犯罪、不健全な図書類の販売など、青少年を取り巻く環境は問題が山積みしております。

こうした環境にあつて、青少年健全育成のための様々な取り組みが進められています。成長期における社会的体験をとおして、人とふれあうことは、社会性、協調性、自主性などを学ぶうえで重要であることから、青少年対象の体験教室や各種スポーツ事業等を開催しています。

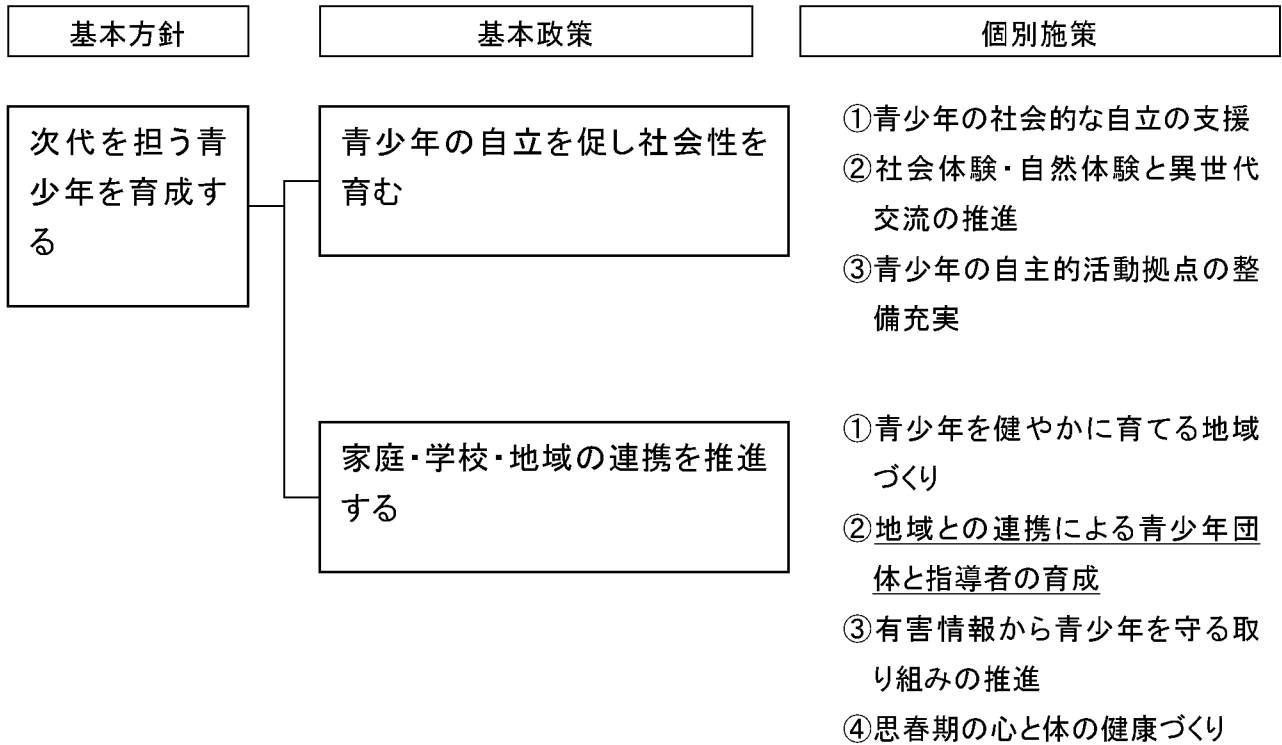
また、青少年対策地区委員会による健全な環境づくりに向けた事業や「家庭の日」の普及などによる明るい家庭づくりへの啓発事業、青少年委員による体験を重視した親子の絆を深める事業、保健センターによる思春期の心身の健康のための専門相談や講演会、さらに、喫煙・飲酒・薬物禁止等の普及啓発事業を実施し、青少年や保護者等の多くの参加を得ています。

今後の課題

心身ともに健全で社会性を備えた青少年を育成するために、地域社会における異年齢・異世代間の交流を通じた多様な参加の機会と場を設けることが求められています。そのため、児童センター等の交流の機会充実を図るとともに、ボランティア活動や自然体験・社会体験等をとおして青少年の自立的・自発的活動を促す取り組みが重要となります。一方、平成 22 年（2010 年）4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく支援体制作りが各自治体に求められています。

また、思春期の心や体に関する健康づくりの普及啓発については、学校だけではなく、大人の自覚と責任のもとで、地域社会が一体となって展開していくことが重要です。パソコン・携帯電話の有害サイトや有害図書から青少年を守るためにも、家庭・学校・地域社会が連携・協力し取り組むことが必要です。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-3-1：青少年の自立を促し社会性を育む

ボランティア活動等を促進し、ともに活動する青少年リーダーや青少年団体などの育成を図り、青少年の自立を支援します。

また、交流・活動拠点として児童センター・ティーンズプラザを、青少年の居場所として、また非行防止対策や相談の拠点としての機能充実を図ります。

<個別施策>

①青少年の社会的な自立の支援

ひきこもりやニートになる要因・状況は様々ですが、基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設けることにより、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できるよう施策の充実を図ります。

②社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地域行事、社会体験・自然体験活動等社会性を育む活動に参加する機会を地域との協働により提供します。

③青少年の自主的活動拠点の整備充実

安心できる青少年の居場所を確保・整備し、青少年の自主的活動と自立を支援するとともに、その力をボランティア活動等によって地域に還元できるようにしていきます。

基本政策 2-3-2：家庭・学校・地域の連携を推進する

青少年の健全育成を推進するには、保護者、地域住民、学校、青少年の健全育成活動団体と品川区とが連携・協力した取り組みが重要です。相互に青少年に関する現状の認識と取り組みへの理解を促す機会や場を設けます。特に、インターネットや携帯電話等における有害情報から青少年を守るためには、青少年健全育成指導者や家庭の理解と協力が不可欠であることから連携体制の構築を推進します。

さらに、青少年健全育成活動における指導者やリーダーの発掘・育成と人材活用のネットワーク化を推進し、青少年の問題行動の早期発見・早期対処を図るため、正しい知識の提供や啓発を行い、地域や年齢層を越えて地域が一体となった健全育成を推進します。

<個別施策>

①青少年を健やかに育てる地域づくり

青少年の健全育成には、家庭・学校・地域の連携が不可欠であり、地域の青少年の現状理解や情報交換の場を設け、相互に連携した事業を実施します。

②地域との連携による青少年団体と指導者の育成

ジュニアリーダー教室の修了生や高校・大学生等からリーダーを育成するとともに、育成指導者やリーダーの情報交換の場を提供し、地域間のコミュニケーションを活発にすることで、地域と連携した青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。

③有害情報から青少年を守る取り組みの推進

地域の青少年健全育成指導者が、インターネット・携帯電話等の有する危険性と安全な利用方法への理解を深めるとともに、家庭において青少年を有害情報から保護するために、地域ぐるみで健全育成活動を推進します。

④思春期の心と体の健康づくり

健康について青少年の関心や注意喚起を促すとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等、青少年の問題行動を防ぐための正しい知識の提供や啓発を図ります。また、不登校・暴力など心の問題に悩む家族・関係機関に対する精神科専門医やカウンセラー等による相談の機会や家族の学習の場として家族教室を開催します。

基本方針 2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる

政策の方向

「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進、男女がともに責任を分かち合って社会に参画する社会の実現等に取り組み、平和で人権が尊重される社会を構築します。

現在の状況

平和の実現に向けて昭和 60 年（1985 年）に制定された「非核平和都市品川宣言」は、平和使節派遣事業や記念事業をとおして、平和の尊さ、大切さを次世代に伝えています。また、平成 5 年（1993 年）に制定された「人権尊重都市品川宣言」は、様々な普及・啓発事業を通じて区民への一層の浸透を図っています。男女共同参画については、推進会議の活動、男女共同参画推進フォーラムや各種講座の開催等により、意識が高まりつつあります。

虐待防止への取り組みでは、児童・高齢者に対する虐待や配偶者暴力などの早期発見や保護・支援につなぐ、24 時間対応の通報システム「しながわ見守りホットライン」を平成 22 年（2010 年）10 月に開設し、平成 24 年（2012 年）10 月からは、障害者虐待への通報にも対応しています。

今後の課題

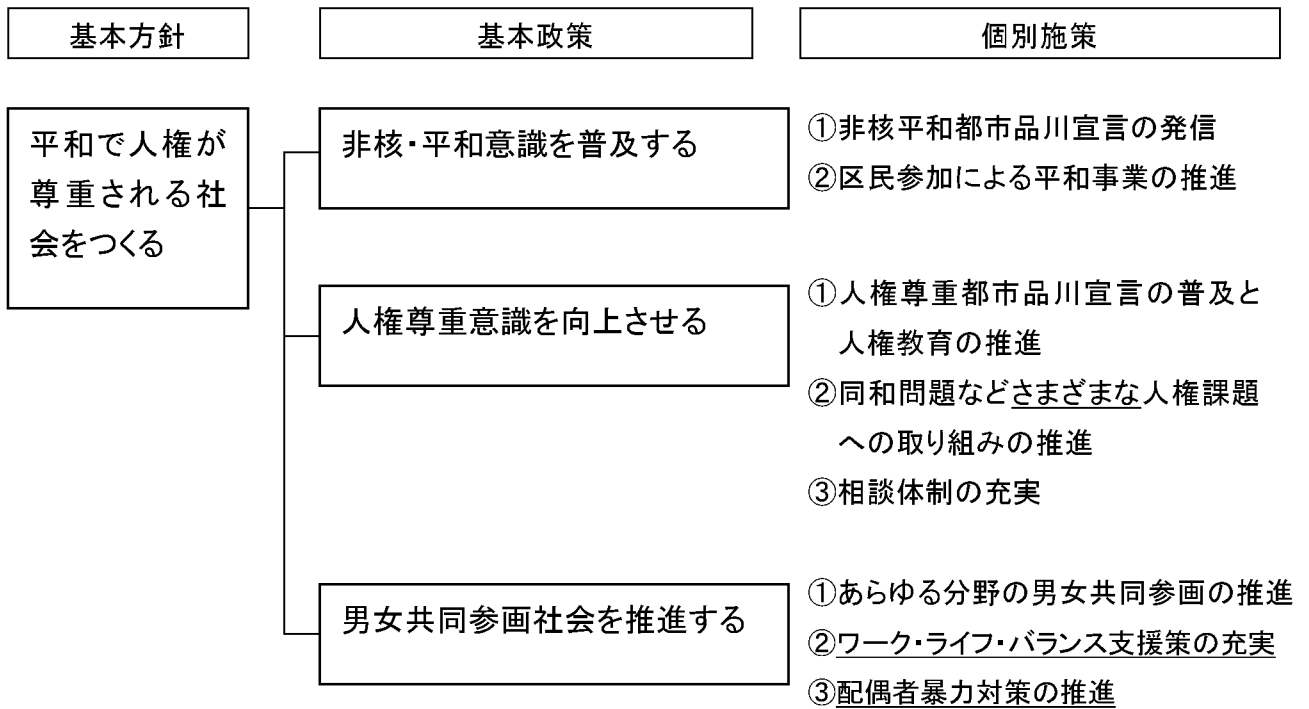
区民一人ひとりが、身近なところで、非核・平和について考える機会をつくり、戦争の悲惨さを深く知ることによって、非核・平和意識をさらに普及させます。

また、「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業を推進する中で、区民の人権意識のさらなる定着と向上をめざすとともに、差別意識や偏見の払拭を図り、生活に根を下ろした人権意識を醸成していきます。

男女共同参画については、配偶者や交際相手等からの暴力防止や被害者支援、ワーク・ライフ・バランスの実現などに向けた取り組みを強化していく必要があります。

虐待防止への取り組みでは、関係機関との連携の強化を図り、早期発見から被害者の適切な保護や支援の充実を図る必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-4-1：非核・平和意識を普及する

被爆地広島・長崎への平和使節派遣事業の充実に加え、非核平和都市品川宣言の周知等を通じて、地域における身近な非核・平和意識の普及活動を展開し、平和の尊さを広めていきます。

<個別施策>

①非核平和都市品川宣言の発信

平和を祈念する事業を推進し、「非核平和都市品川宣言」の普及・啓発に努めることにより、品川区から平和の大切さを広めていきます。

また、「非核平和都市品川宣言」をとおして、世界平和を考える機会をつくります。

②区民参加による平和事業の推進

日常生活の中で、一人ひとりが平和を意識し、尊重しあえる社会を確立します。非核・平和について学び、考える機会をつくり、平和の尊さへの理解を促進します。

基本政策 2-4-2：人権尊重意識を向上させる

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発を図りながら人権啓発事業を推進するとともに、人権に関する相談・支援体制を充実することで、差別意識や偏見を解消して、人権が尊重される社会を構築します。

<個別施策>

①人権尊重都市品川宣言の普及と人権教育の推進

「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発と、人権尊重教育の推進によって、品川区の人権尊重の姿勢を広く発信し、差別意識や偏見のない社会を実現します。

②同和問題などさまざまな人権課題への取り組みの推進

同和問題をはじめ、日常生活における様々な人権課題について啓発を行うとともに、新たな人権課題に対しても情報を発信しつつ、生活に根を下ろした人権意識の醸成を図ります。

また、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会をとおり、庁内組織および関係機関が横断的に連携し、しながわ見守りホットライン等により、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見や被害者の適切な保護および支援のさらなる充実を図ります。

③相談体制の充実

庁内組織や関係機関が密接に連携し、人権侵害の被害者に対する相談・支援を行います。

基本政策 2-4-3：男女共同参画社会を推進する

あらゆる分野で、男女がその能力と個性を発揮できる環境づくりを支援し、仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女がともに責任を分かち合っ
て社会に参画し、豊かな自己実現が可能な社会を構築します。

男女共同参画の施策は多岐にわたるため、各部署が、男女共同参画の視点に
立って各種の施策を進めることで、その理念の実現をめざします。

<個別施策>

①あらゆる分野の男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男性も女性もそれぞれの能
力と個性を発揮できる社会をつくれます。

②ワーク・ライフ・バランス支援策の充実

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加
と自己実現を行うことを支援します。

③配偶者暴力対策の推進

暴力の未然防止と早期発見のための意識啓発や、被害者の立場に立った相談
の充実と支援体制の整備を図ります。

都市像3 みんなで築く健康・福祉都市

基本方針3-1 区民の健康づくりを推進する

政策の方向

人生 80 年と言われる中で、子どもから高齢者まで区民がいきいきと暮らし、地域が活力を維持していくためには区民一人ひとりの健康維持・増進が不可欠です。そのため、ライフサイクルに応じた健康づくりを推進します。また、疾病等の予防対策を充実するとともに、安心して暮らせる地域医療体制の整備を推進します。

現在の状況

近年の医療の進歩にはめざましいものがありますが、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患を合わせた死亡数は依然として主要死因の過半数を占めています。加えて、生活習慣に大きな影響を受ける糖尿病の患者数は増加の一途にあります。また、平成 10 年（1998 年）以降の自殺による死亡数は依然として高い状態にあります。

これらの対策として国では、平成 12 年（2000 年）に「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定し、平成 14 年（2002 年）に「健康増進法」、平成 17 年（2005 年）に「食育基本法」、平成 18 年（2006 年）に「がん対策基本法」および「自殺対策基本法」を制定、平成 19 年（2007 年）に自殺総合対策大綱を策定しています。そして、平成 20 年（2008 年）4 月からの医療制度改革の一環として、メタボリックシンドロームを重点対象とした特定健康診査・特定保健指導を導入しました。また、平成 24 年（2012 年）には、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」および自殺総合対策大綱の見直しが行われました。

区においても、平成 15 年（2003 年）に「区民健康づくりプラン品川」を策定し、健康増進、生活習慣病予防などを目的とした各種施策を実施しています。平成 19 年（2007 年）からは自殺予防対策事業に取り組みはじめました。また、平成 21 年（2009 年）には新型インフルエンザの大流行を経験し、感染症対策の強化にも取り組んでいます。

今後の課題

今後、さらに高齢化が進む中、区民が自立した日常生活を送ることができる期間、いわゆる健康寿命の延伸を図ることが、一人ひとりの生活の質の維持、そして活力のあるまちづくりに不可欠です。

この健康寿命の延伸という目標を達成する上で最も重要な取り組みは、生活

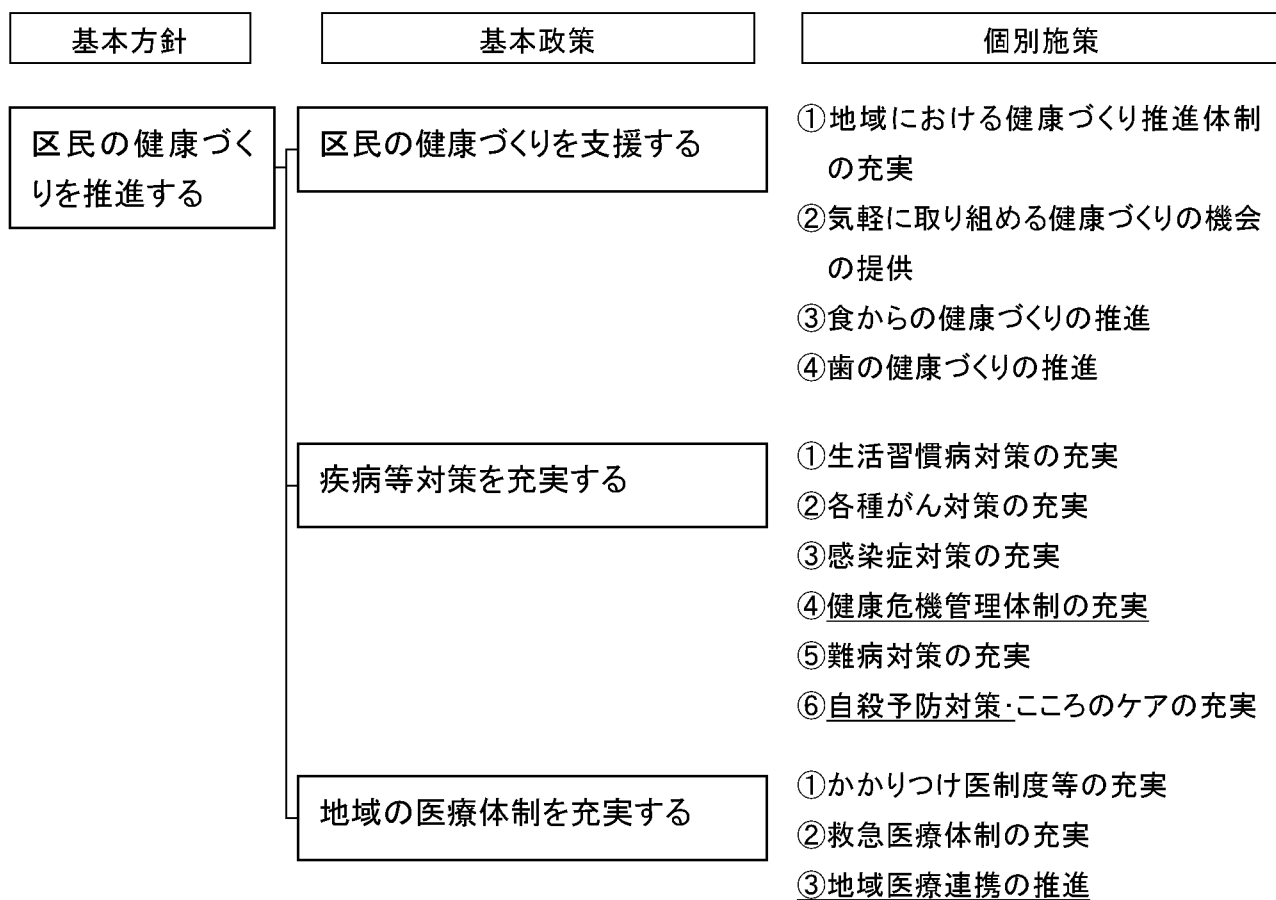
習慣病の予防であり、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドロームに着目した取り組みなど、生活習慣病対策の一層の充実が求められています。

区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という自覚のもと、望ましい食生活、適度な運動、十分な休養など、生涯を通じて健康づくりを実践していくことができるよう環境を整備し、情報を発信していく必要があります。

こころの健康づくりにおいては、ストレスや睡眠への対応、うつ病などへの対策を充実させるとともに、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、地域レベルで実践的な自殺対策の取り組みを進めることが求められています。

このほか、新型インフルエンザ対策や食中毒対策に代表される健康危機管理体制の強化、急性期医療から在宅医療までを支える地域医療機関の連携の推進などが求められています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-1-1：区民の健康づくりを支援する

区民一人ひとりが「自らの健康は自分でつくる」という視点から、区民生活の様々な場で健康づくりの活動が展開できる体制をつくり、機会の提供等を行っていきます。また、健康の基礎となる食からの健康づくりや、その土台となる歯の健康づくりを支援します。

<個別施策>

①地域における健康づくり推進体制の充実

身近な地域で区民が日常的に参加し、自主的な活動ができるように、区内 13 地区の健康づくり推進委員の活動の支援を強化します。また、健康大学しながわの講座により、健康づくり活動に必要な知識や技術を学ぶ機会を提供し、公開講座で広く区民に啓発するなど、地域の健康づくり推進体制を充実します。

②気軽に取り組める健康づくりの機会の提供

健康管理は自己管理が原則ですが、個人の取り組みには限界があります。中高年向けに実施している運動を中心とした健康塾や地域の子育てグループを対象とした健康学習など、区民一人ひとりが気軽に継続的な健康づくりに取り組めるような機会を提供します。

③食からの健康づくりの推進

健康づくりの基本は食にあります。生涯にわたって健康で過ごすことができるよう、食からの子育て支援、生活習慣病予防などライフステージに応じた食育を推進します。

④歯の健康づくりの推進

歯・口腔の健康は、自分の歯でおいしく食べ、会話を楽しむなど質の高い生活を送る上で欠かせないため、生涯を通じた歯科口腔保健対策を充実します。

基本政策 3-1-2：疾病等対策を充実する

増加傾向にある脳血管疾患や心疾患、糖尿病、がんなどの生活習慣病を予防するため、特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診等を実施し、生活習慣改善に向けた支援を行うなど、生活習慣病対策を推進します。また、新型インフルエンザなどの新興感染症や結核などの感染症の対策を推進します。さらに、こころの健康を保つための対策や、うつ病などのこころの病気対策を進め、併せて自殺予防活動を推進します。

<個別施策>

①生活習慣病対策の充実

メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施して、生活習慣病にかかっている人やその予備群の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づく特定保健指導を実施して、糖尿病予防などの生活習慣改善に向けた支援を行います。また、75歳以上の高齢者についても、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、必要な健診を実施します。

②各種がん対策の充実

がん対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療の促進を図ります。また、がん検診の精度管理を行うとともに、未受診者への啓発を行い、受診率の向上を図ります。

③感染症対策の充実

区民が健康に暮らせるように、服薬支援等の結核対策や、エイズその他の感染症対策および予防接種体制の充実を図ります。

④健康危機管理体制の充実

区民の生命や健康を脅かすさまざまな健康危機に対して、その予防・拡大の防止を図り、区民の生活を守ります。新型インフルエンザ等、新たに発生する感染症への対応や、食品の安全、医薬品の安全の確保等、健康危機管理体制の強化を図ります。

⑤難病対策の充実

難病により生活療養支援を必要とする患者、家族等に対し、療養生活支援を行うとともに、疾病への理解を進めるなど、難病対策の充実を図ります。

⑥自殺予防対策・こころのケアの充実

自殺予防対策として、積極的な予防啓発活動、庁内外のネットワークの強化、

ゲートキーパーの育成など自殺予防活動を強化します。また、こころの健康を保つため、ストレス対策や睡眠対策などを推進するほか、うつ病対策などこころの病気に対する施策の充実を図ります。

基本政策 3-1-3：地域の医療体制を充実する

区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、身近で適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医制度の機能を高め、休日や夜間などの応急診療体制を充実するとともに、地域の医療機関の連携を進めます。

<個別施策>

①かかりつけ医制度等の充実

区民が身近で適切な医療サービスを受けられるよう、医師会等の協力のもと、かかりつけ医制度の浸透を図るとともに、地域での継続医療や福祉サービス機関との連携を強化します。

②救急医療体制の充実

通常の診療所が休診する休日・夜間の応急診療体制を充実します。

③地域医療連携の推進

急性期医療から在宅医療まで適切な医療サービスが利用できるよう、病院・診療所等の地域医療機関連携を推進します。

基本方針3-2 高齢者福祉の充実を図る

政策の方向

長寿化とともに、団塊世代も高齢期を迎え、高齢者層の価値観やライフスタイルがますます多様化する中で、高齢者が生涯にわたり安心して地域で暮らし続けられるよう、多様なニーズに対応した支援策の展開や施設整備を推進していきます。

現在の状況

品川区の高齢者は平成25年(2013年)4月現在で約7.5万人(総人口の20.4%)であり、今後も高齢化が進行していくことが見込まれています。これまで区は、高齢者の心身状況に応じて、「元気な高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれのニーズに即した、「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」を構築し、きめ細かなサービスの提供を行ってきました。

また、介護保険制度は創設から5期14年が経過しました。今後も介護保険制度を安定的に持続可能なしくみとしていくため、平成24年度(2012年度)の制度改正では、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の構築が掲げられ、中・重度者を中心に高齢者の在宅生活を支えるためのしくみが強化されました。

区は制度創設以来、在宅介護支援システムおよび介護サービス評価・向上のしくみの効果的な運用により、適正なサービス提供の確保に努めてきましたが、今後、団塊世代が高齢期となり高齢化が進む中で、高齢者の在宅生活を包括的に支える地域包括ケアシステムの構築と、セーフティネットとしての施設整備を第5期の重点課題として進めています。

今後の課題

高齢者クラブの会員数が減少し、固定化している傾向がみられる一方で、地域の支えあい活動を行う自主的な団体やNPOなどの活動が醸成されつつあります。それぞれの団体の特徴を生かし、高齢者の社会参加の拡大が求められています。

高齢者の多くはできる限り住み慣れた家庭や地域で暮らしたいという希望が強くある中で、特にひとり暮らしや高齢者のみの世帯では、在宅生活を継続するためのサービスの拡充と地域での支えあい活動の活性化が一層求められています。また、高齢期の住まい方も多様化している中であって、将来介護が必要になった場合でも住み続けることができる住宅や住み替えニーズに対応した住宅等の入居施設の整備が必要です。

また、在宅における医療ニーズがますます高まることから、医師会との連携

強化を図りながら、在宅療養支援診療所を中核とする在宅療養支援体制を構築し、医療と福祉が緊密に連携することが重要です。さらに、認知症高齢者の増加に対応し、地域で支えるサポーター養成の継続と専門的なケアの充実が求められているとともに、認知症疾患医療センターなどと連携して、早期に発見し、早期に適切な専門医の診断を受けるしくみなどを整備する必要があります。これらを総合的に調整する在宅介護支援システムの強化のため、地区ケア会議の充実を図り、福祉・介護・医療が一体となった地域ケア体制を構築する必要があります。

介護保険制度については、要介護高齢者の増加を抑制するため、要介護状態に陥らないようこれまで以上に効果的な介護予防事業への取り組みが重要です。区では、これまでさまざまな介護予防事業を展開していますが、さらに介護予防への理解と事業への積極的な参加を促進していく必要があります。

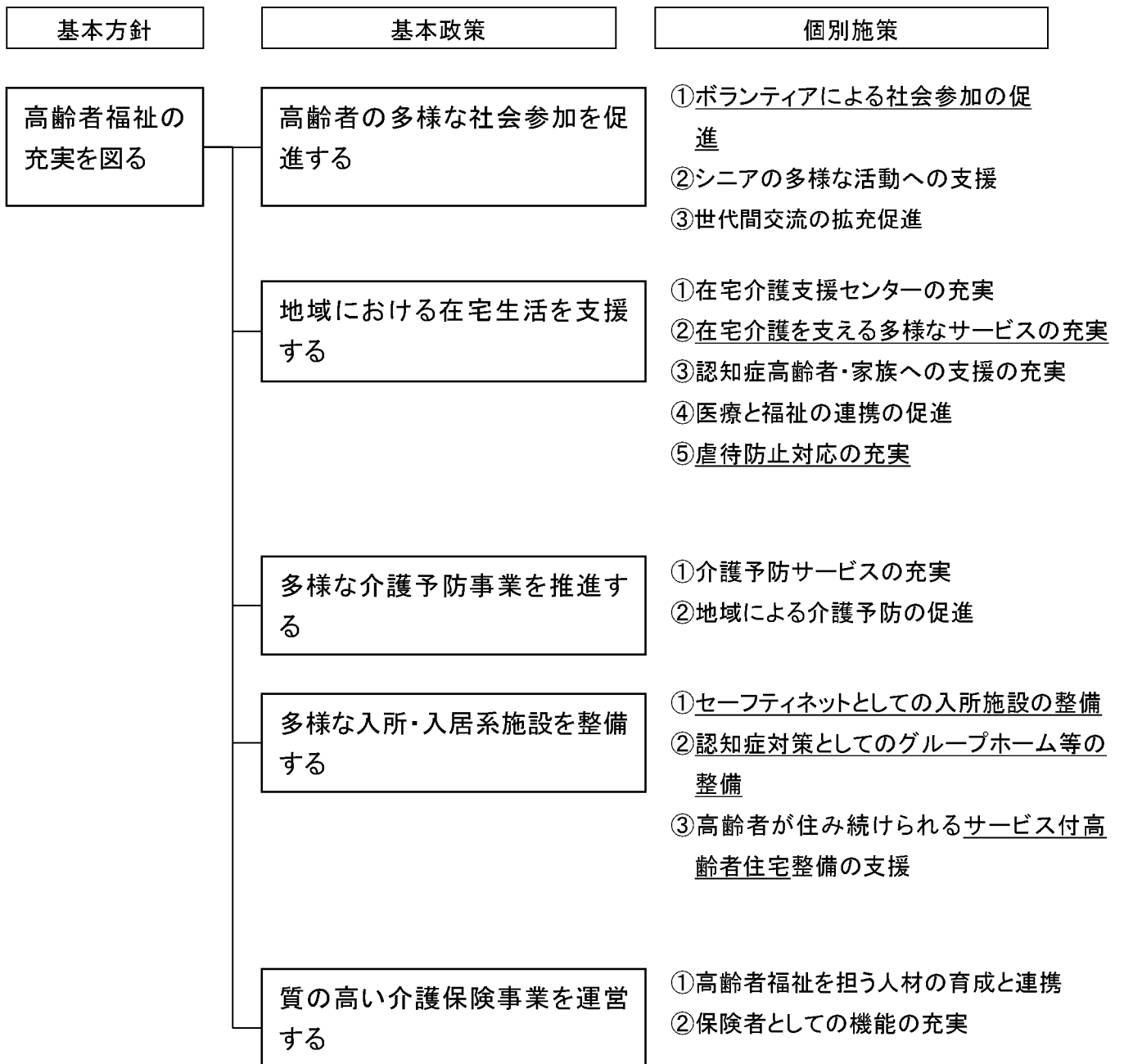
また、認知症高齢者に対して効果があるとされる小規模多機能型居宅介護や認知症グループホーム等の計画的かつ面的な整備を進めるほか、在宅介護を支える多様なサービスの充実が求められています。

さらに、在宅での介護に対する安心感を確保するため、在宅生活が困難になった場合のセーフティネットとして、特別養護老人ホームを整備していきます。

加えて、介護サービスを担う人材は、慢性的な不足が続いていることから、継続して人材確保を図る必要があります。品川介護福祉専門学校のほか、広く人材を確保するとともに、質の高いサービスを行うため人材の育成も重要となっています。

他方、介護保険制度の運営においては、介護給付費の増加による保険料の高騰が予想されることから、さらに健全で効率的な運営を行うため、介護給付費の適正化が強く求められています。保険者である区は、良質な介護サービスを確保し介護サービス事業者への適切な指導等を行うため指導検査・監査の体制を強化していく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-2-1：高齢者の多様な社会参加を促進する

団塊の世代が高齢期に入り、高齢者の価値観やライフスタイル、さらにそのニーズはますます多様化しています。「高齢者の社会参加プログラム」では、高齢者の意欲的な社会参加の促進を図るため、就業を進める一方で、より効果的な事業の実施、いきがいや趣味活動など高齢者の社会参加への意欲を高めるための情報提供などを行っていきます。

また、支援の担い手として、高齢者を「高齢社会を支える貴重なマンパワー」として位置付け、就労や地域社会への従来以上の参画を促すための条件整備を図ります。

<個別施策>

① ボランティアによる社会参加の促進

シルバーセンターを介護予防拠点として位置づけ、さまざまな介護予防事業を実施する際、高齢者が事業を補助するボランティアとしての活動の場として活用し、社会参加の機会の拡充を図ります。高齢者クラブについては、新たな入会者を掘り起こすためのPRや活性化に向けた取り組みなど、団体の運営を支援します。

また、高齢者が積極的に地域活動に参加しやすくなるしくみとして、その地域貢献活動に対し一定の評価と得点を与えるポイント制度について、その対象となる施設や事業の拡大を図ります。

② シニアの多様な活動への支援

「山中いきいき広場」や「しながわシニアネット」を引き続き支援するとともに、これまで蓄積してきたノウハウを活かしながら他地区での展開をめざします。また、地域の支えあい活動など社会貢献活動を行う団体の一層の活性化を図ります。

③ 世代間交流の拡充促進

世代間交流の協力校を引き続き拡充していきます。また、シルバーセンターや高齢者施設と保育園・児童センター・小学校の子どもとの交流による事業を拡充します。

基本政策 3-2-2：地域における在宅生活を支援する

心身機能が低下しても住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、「在宅介護支援システム」を強化します。このしくみは、区内 20 ヲ所の在宅介護支援センターが中心となって介護保険以外のサービスを含め、総合相談と包括的・継続的ケアマネジメントを行う支援体制であり、品川区のケアマネジメントの特徴をなすものです。また、増加するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者を地域の中で見守る体制の充実を図るとともに、医療との連携をさらに強め、在宅療養支援体制の構築を進めます。

<個別施策>

①在宅介護支援センターの充実

地域の身近な相談窓口として相談機能の強化を図るとともに、中・重度者のケアマネジメントや軽度者に対する介護予防など、「在宅介護支援システム」をとおして、包括的・継続的マネジメントをさらに強化していきます。このため、地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターの適切な配置と機能を充実します。

②在宅介護を支える多様なサービスの充実

ひとり暮らし等高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅生活を支援します。このため、24 時間 365 日をとおしてサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の介護保険サービスを適切に提供するほか、介護保険外のサービスの充実を図ります。

また、地域が主体となり孤独感の解消と適切な栄養確保などを目的に、ひとり暮らし高齢者などを対象にした会食会であるコミュニティレストランなど、住民共助型サービスの充実を図ります。

高齢者や障害者などの移動制約者に対して、区内では、公共交通機関が一定程度整備されている状況にあります。さらにきめ細かな外出支援サービスを提供することにより日常生活や通院の支援、介護予防効果の向上を図ります。このため、社会福祉協議会さわやかサービス等の福祉有償運送等を活用し、移送サービスの充実を図ります。

③認知症高齢者・家族への支援の充実

介護サービス従事者を対象とした認知症専門研修の充実により、認知症高齢者の尊厳を重視したケア力の向上を図ります。また、平成 18 年度（2006 年度）から実施している認知症サポーターの養成と活動の充実により、さらに認知症の理解普及を進め、地域の見守り支え合いネットワークを構築し、認知症高齢

者とその家族を支援します。認知症高齢者をはじめとする要介護者を在宅で介護する家族の心労をねぎらうため、介護者のつどいや介護者研修を実施するほか、家族懇談会などの介護者支援事業を充実します。

また、認知症の早期発見・早期対応を実現するため、認知症コーディネーターを設置して、認知症疾患医療センターと連携したモデル事業を実施します。

④ 医療と福祉の連携の促進

在宅における医療の必要性の増加に対応し、在宅療養を支える医療と生活支援としての介護・福祉との連携を強化します。また、具体的なケース検討の場として機能してきた地区ケア会議のさらなる充実を図り、総合的な支援体制の整備を推進します。

⑤ 虐待防止対応の充実

世帯構成の変化とともに、家族による介護力の低下や、在宅での介護期間が長期化することなどによる高齢者虐待の発生防止と対応の強化を図ります。このため、高齢者虐待防止への正しい知識と理解の啓発を行うとともに、虐待が発生した場合には慎重かつ迅速な対応により、深刻な状況に陥ることのないよう対象高齢者の保護およびその家族等虐待者への対応を行います。

基本政策 3-2-3：多様な介護予防事業を推進する

要介護状態の発生をできる限り防ぎ、高齢者個人が持つ残存能力を維持・向上させるため、「もっとできるようになるための支援」という視点で、在宅介護支援システムのもと、介護予防マネジメントの充実を図ります。

<個別施策>

① 介護予防サービスの充実

高齢者の心身状況に応じた介護予防事業を展開し、運動機能の向上、栄養改善などを通じて、要支援・要介護状態に陥ることを防ぎます。このため、全高齢者を対象とした予防事業では、介護予防に関する普及啓発とデイサービスセンターを活用した事業の充実を図ります。また、要介護の状態に陥る可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）には、はつらつ健康教室による総合的な介護予防プログラムへの参加勧奨と事業の実施等により、効果的かつ参加しやすい介護予防サービスの充実を図ります。

②地域による介護予防の促進

高齢化がさらに進む中で、行政のみならず、高齢者を含めた地域コミュニティでの介護予防事業の展開が必要です。このため、地域の中で区民との協働により実施する事業などの一層の充実を図るとともに、公園の中に健康づくりのための施設を整備するなど予防普及事業を推進し、予防意識の高揚を図ります。

基本政策 3-2-4：多様な入所・入居系施設を整備する

団塊世代が高齢期を迎え、世帯類型の変化や要介護高齢者の増加が見込まれ
ことを踏まえ、さまざまな高齢期の状態像や住まい方のニーズに即した多様な
施設を整備していきます。

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、セーフティネットとしての特別
養護老人ホームの整備や認知症高齢者に対応したグループホーム等の整備を進
めていきます。

<個別施策>

①セーフティネットとしての入所施設の整備

中・重度の要介護者を中心に、区民が安心して入所できるよう、介護のセー
フティネットとして特別養護老人ホームを整備します。

また、在宅復帰や地域でのリハビリ拠点として、老人保健施設の整備検討を
進めます。

②認知症対策としてのグループホーム等の整備

急増する認知症高齢者への適切なケアの確保・充実を図るため、グループホ
ームや小規模多機能型居宅介護の整備を推進します。

③高齢者が住み続けられるサービス付高齢者住宅整備の支援

住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズに応えるため、心身が多少不
自由になっても住み続けられる、サービス付き高齢者住宅の整備を支援します。

基本政策 3-2-5：質の高い介護保険事業を運営する

介護保険制度については、これまでの制度運営と実績を十分に検証・分析し、的確な事業量推計による適正な保険料の設定を行うことで、安定した介護保険事業の運営を行っていきます。また、安定的かつ継続した介護サービスを提供するため介護福祉人材の確保に努めるとともに、良質な介護サービス提供のため、事業者への必要な指導を強化します。

<個別施策>

① 高齢者福祉を担う人材の育成と連携

安定的で質の高いサービスの維持・確保に向けて、品川介護福祉専門学校の機能を活かし、有資格者の現場復帰を支援するなど、人材の確保を図ります。

また、介護従事者の資格取得から介護技術の向上などの講座を実施し、介護人材のスキルアップを図ります。

② 保険者としての機能の充実

質の高い介護サービスの提供を継続していくため、良質な介護サービス事業者を確保するとともに、質の高いサービスを提供できる事業者を育成します。また、適正な制度運営のため、指導検査の効率的な実施による指導体制の強化を図るとともに、介護保険財源の適正運用のため、介護給付費の適正化を推進します。

基本方針 3-3 障害者福祉の充実を図る

政策の方向

この間の法改正により、障害者サービスの対象者が広がり障害の多様化に合わせた支援が求められています。地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと障害種別に関わりなく障害者一人ひとりへのきめ細かな障害福祉施策を実施するとともに、障害者を支える地域づくりを推進します。

現在の状況

平成 19 年度（2007 年度）の「障害者自立支援法」の施行により、障害の種別に関わらず必要なサービスを、区が一元的に提供するしくみに変わりました。区においても、平成 21 年度（2009 年度）に、障害種別ごとの福祉施設からサービスごとの新体系への移行を進め、障害者のニーズに沿った支援を行えるよう、サービス内容の充実を図りました。

その後の改正では、発達障害や高次脳機能障害の方もサービスの対象と位置づけられ、障害の多様化に合わせた支援も段階的に進めてきています。

平成 21 年（2009 年）に障害者自立支援法廃案の方針が決まり、平成 24 年度（2012 年度）の法改正を経て、平成 24 年（2012 年）6 月 27 日に「障害者の日常生活および社会生活を支援する法律」（障害者総合支援法）が公布されました。

この法の中では、改めて基本理念として、地域社会における共生社会を実現するため、社会参加の確保や社会的障壁をなくしていくことが掲げられています。

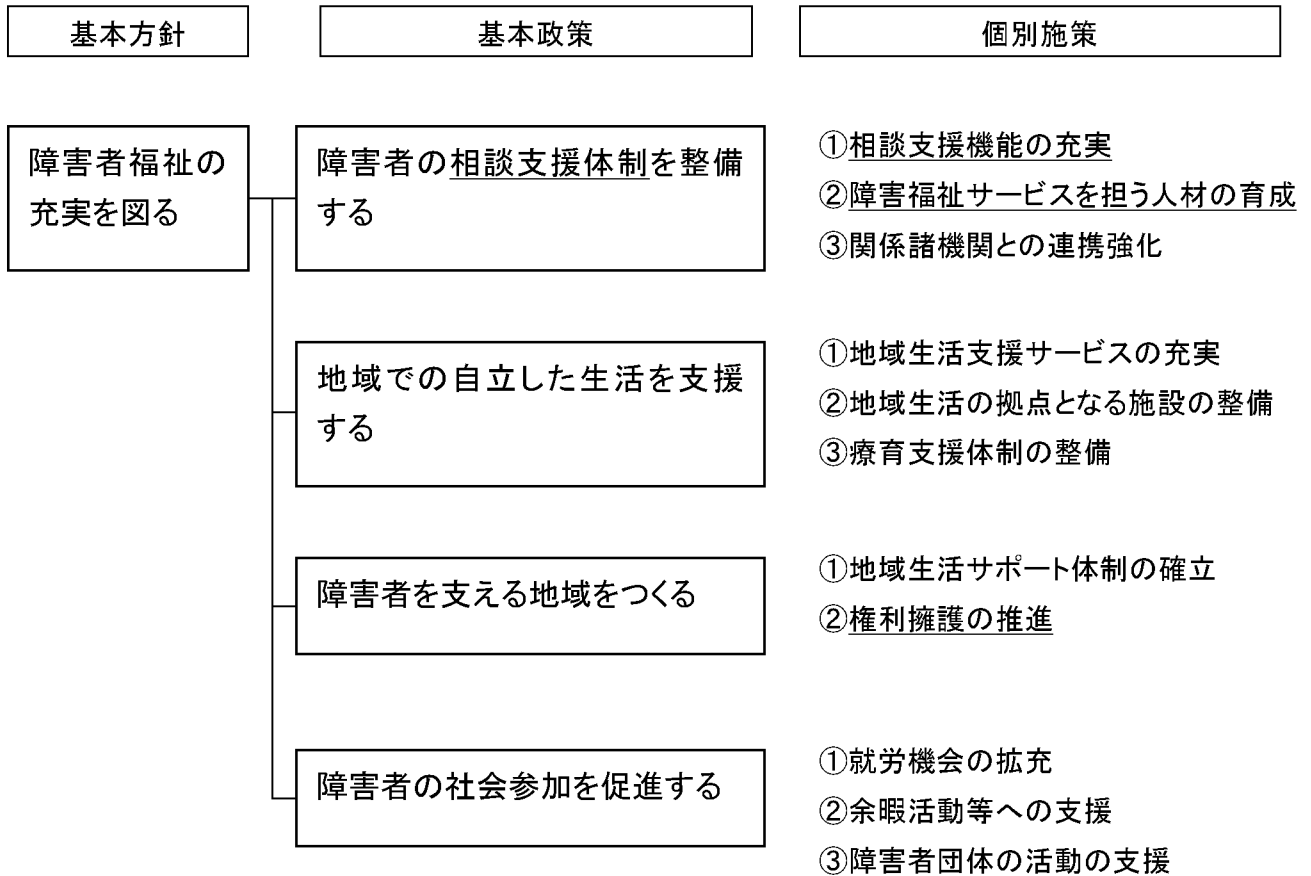
また、「障害者虐待防止法」の施行（平成 24 年（2012 年）10 月 1 日）に伴い、権利擁護の仕組みも制度化され、障害者が暮らしやすい社会となるよう障害者施策を充実させていくことが求められています。

今後の課題

「障害者総合支援法」では、手帳の該当とならない難病患者の方も障害福祉サービスの対象と位置づけられることになり、さらに対象者が多様化してきています。

障害の重度化、高齢化も進む中、個々の障害者のニーズにあわせた地域での支援体制を整えるために、地域生活支援事業も含め在宅支援の充実を図ることが急務です。また、障害者の暮らし方の幅を広げるために、日中活動の場の整備をはじめ、多様な社会資源の活用もあわせ、障害者の方を地域全体で支えることが重要な課題となっています。

施策体系図



政策の概要

基本政策 3-3-1：障害者の相談支援体制を整備する

障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法）により、指定特定相談支援事業所による「計画相談支援」が法定化されたことで、更なる相談支援体制の強化が求められています。区が指定する指定特定相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点となるよう体制を強化していきます。障害児についても、児童福祉法改正により、品川児童学園の位置づけが児童発達支援センターへと変わる中で、相談機能を充実させていく必要があります。今後も、児から者へとつなぐ相談支援体制を強化する中で、ライフステージに沿った包括的・継続的な支援を展開していきます。

<個別施策>

①相談支援機能の充実

地域での自立した生活や将来を見通すことのできるきめ細かな相談支援体制の確立とその充実を重点的に行い、機能強化を図ります。また、生涯にわたる一貫した支援となるよう、障害児の早期発見・早期支援による療育支援体制を再構築します。

②障害福祉サービスを担う人材の育成

区が、基幹相談支援センターとして総合的かつ専門的な相談の窓口となり、拠点となる相談支援事業所への助言や指導等を行います。また、区全域を統括するほか、地域の障害者に関わる支援者のスキル向上を図るため、現場の実践に活かせるような研修制度の仕組みを構築し、地域の支援力向上に努めていきます。

③関係諸機関との連携強化

「障害者総合支援法」に基づき、障害者団体の代表者等で構成する「自立支援協議会」において、障害福祉サービスの適正な供給と円滑な運営についての協議や必要な調整を行っていきます。また、保健・医療・教育等、各所管との支援の連携を明確にすることで、障害者の自立を促進します。

基本政策 3-3-2：地域での自立した生活を支援する

「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。また、「発達障害者支援法」の理念を含め療育支援体制の充実を図ります。さらに、障害者が地域で自立した地域生活を継続するための支援体制を充実します。

<個別施策>

①地域生活支援サービスの充実

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、適切なケアマネジメントのもと、地域生活を支援するためのサポート体制を充実します。また、様々なサービスを組み合わせる支援ができるよう、自立支援給付・地域生活支援事業を充実します。さらに、生涯にわたる生活を豊かにするため、社会資源の活用を図りながら支援の組み立てを行います。

②地域生活の拠点となる施設の整備

地域での自立した生活のために、自立訓練センターの活用により一人ひとりの状態に合った暮らし方を支援するほか、生きがいや楽しみなど生活の幅を広げられるよう日中活動の場を整備し支援の充実を図ります。また、地域で安心して生活を営めるようグループホームなどの整備支援を行います。

③療育支援体制の整備

発育や発達に関する相談は多様化しており、また保健センターの健診等において、療育が必要と指摘される児童は年々増加しています。このため相談や療育の受け皿の拡充が急務となっています。また、障害児を育てる親の就労率も上がる中、家族支援も含めた支援体制を強化していく必要があります。児童の年齢や発達段階に応じ、乳幼児期から一貫した相談が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら生涯にわたる療育支援ネットワークを構築していきます。

基本政策 3-3-3 : 障害者を支える地域をつくる

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携を図り、地域生活のサポート体制を整備します。また、手話通訳派遣や要約筆記などの意思疎通支援の充実や権利擁護の推進等、障害特性に応じた支援方法を工夫していきます。

<個別施策>

①地域生活サポート体制の確立

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域のNPO等と連携し、常時、生活に必要な相談支援を受けられるようサポート体制を整備します。

②権利擁護の推進

障害者虐待防止法の施行により、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとなる虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや養護者支援などの措置を講じることが定められました。区では、障害者虐待に対応するしながわ見守りホットラインを設置し虐待防止に努めるとともに、成年後見制度の利用促進事業の実施により、権利擁護を推進していきます。

基本政策 3-3-4 : 障害者の社会参加を促進する

障害者が地域で働きながら生活していけるよう、就労に向けた支援体制を整備します。また、文化・芸術・スポーツなどの余暇活動を通じて、生活の質を高めるための支援を行います。さらに、障害者団体が自助・共助に基づき活動することを支援します。

<個別施策>

①就労機会の拡充

障害者就労支援センターでは、平成 24 年度（2012 年度）から「就労移行支援事業」を併せて設置し、一般就労へのステップを強化、就労支援体制を充実させてきました。今後は、区内に福祉的就労先である「就労継続支援事業」の拠点を増やし、プログラムの充実を図るなど、地域で暮らすさまざまな障害者の自立につながる就労機会の拡充を図ります。

②余暇活動等への支援

障害者一人ひとりに合った余暇活動や社会参加を支援します。また、よりきめ細かなサービスを提供するため、親の会や家族会等との連携により、自助・共助を含めた支援体制を整備していきます。

③障害者団体の活動の支援

障害者やその家族に対して障害者施策やサービス内容を迅速に周知し、理解を促進するため、障害者団体と連携します。また、障害者団体のもつ豊富な経験を活かした主体的な活動を支援します。

基本方針 3-4 地域福祉を推進する

政策の方向

拡大・多様化する福祉ニーズに対応するには、セーフティネットとしての公的サービスを充実させる一方で、住民同士が支え合う、「共助」の一層の充実が必要です。区では、平成 23 年（2011 年）4 月に改定した第 2 期品川区地域福祉計画に基づき、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、これまでの区の取り組みに加え、区民や事業者、ボランティア団体等が中心となって、地域の中に支え合いのしくみを構築していけるよう関係機関と連携しながら支援します。

現在の状況

少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者や障害者を含むすべての区民が、家族や地域とのつながりを保ちながら、ともに安心して暮らせる地域社会を実現するために、区は福祉関連諸機関と連携し、介護・医療・保健などの連携支援システムの構築や、建築物等の福祉的整備の指導、普及・啓発を行っています。このような中、鉄道駅では平成 24 年（2012 年）に区内 40 駅（98%）がエレベーターやエスカレーターの設置などのバリアフリー化を実現しています。他方、地域センターを中心に活動しているふれあいサポート活動など、区民が相互に助け合う地域福祉活動を推進しています。

また、生活保護受給者の自立支援施策として、個々の状況に応じた支援プログラムを策定し、計画的で組織的な支援に取り組んでいます。なお、生活保護の相談件数と受給者数は、平成 4 年度（1992 年度）から増加傾向にあり、平成 21・22 年度（2009・2010 年度）は景気後退の影響を受け、高い増加率となりましたが、平成 23 年度（2011 年度）からは、依然として件数・人数の増加が続いているものの、増加率は減少傾向にあります。

今後の課題

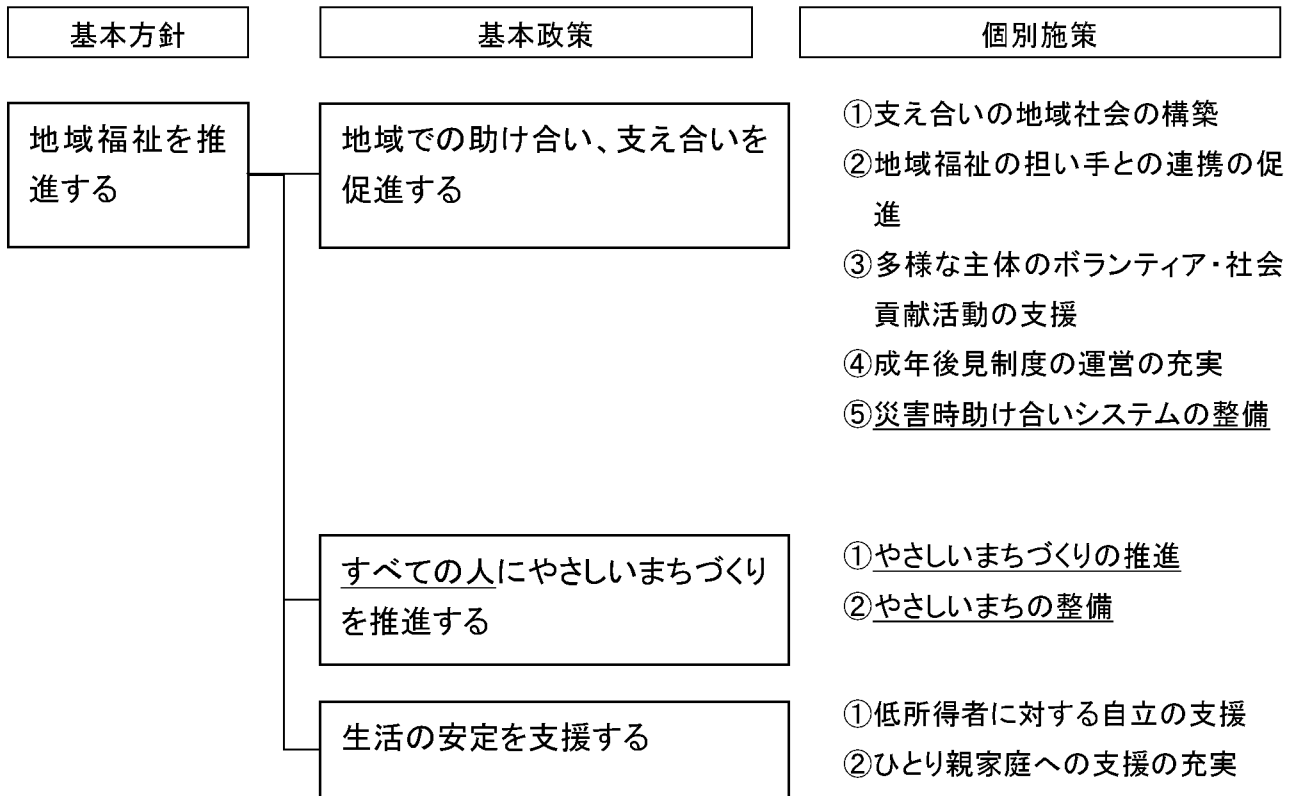
ひとり暮らし高齢者等が増加する中で、自助、公助とともに共助、すなわち、地域における支え合い活動が今後ますます重要となっており、身近な場所での相談機能の拡充や日常生活上の支援の充実が求められるとともに、孤立死の防止を含め、地域での見守り体制の一層の充実が必要です。

地域福祉の担い手としてのボランティア団体やNPO等の活動は、増加する高齢者等を支える貴重な資源であり、重要な役割が期待される一方、人材や活動場所の確保等において課題を抱えている場合も多く、活発な活動を継続していくためには、担い手を支える活動を含め、適切な支援が必要です。

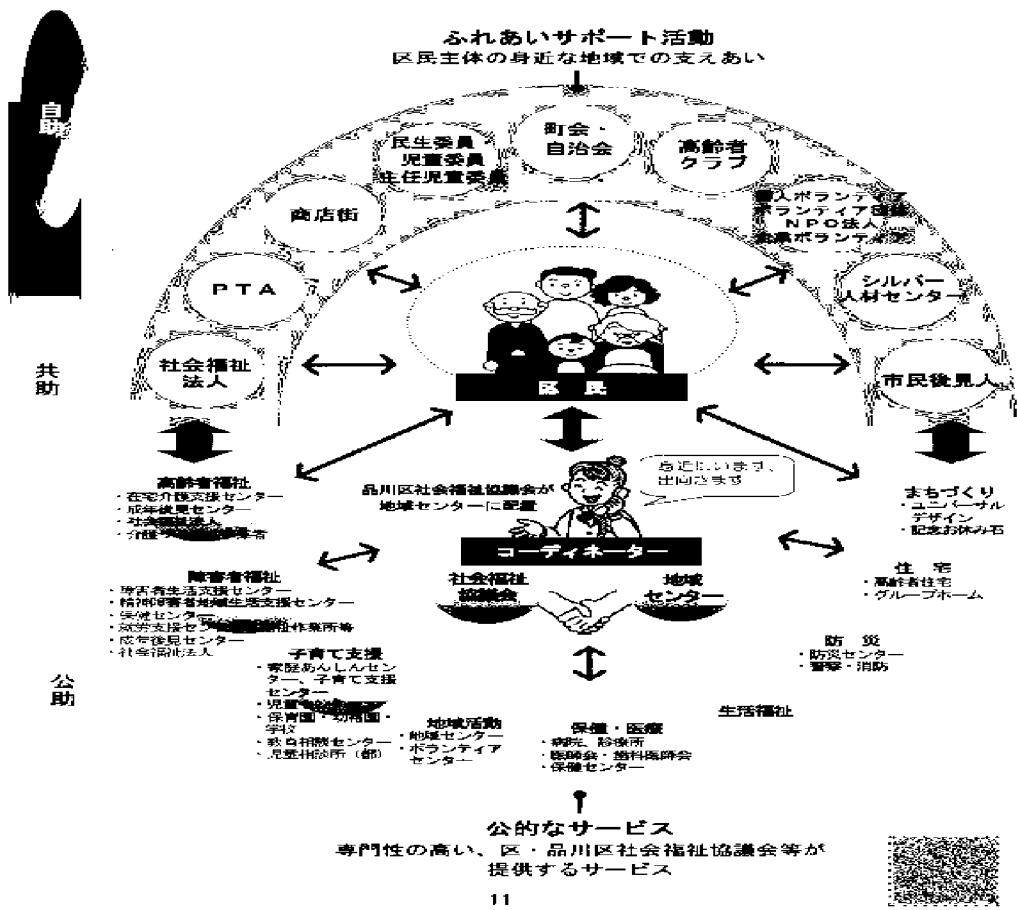
また、一般区民のボランティア活動においては、活発な活動を奨励していくために、活動情報が分かりやすく簡単に選択できる手段とコーディネートの強化による支援が必要です。

まちづくりの分野においては、駅舎等の公共施設のバリアフリー化をさらに進めるハード整備とともに、地域での支え合いの意識の醸成を図るためのソフトの充実も合わせて進める必要があります。

施策体系図



〔品川区における地域福祉の展開イメージ〕



政策の概要

基本政策 3-4-1：地域での助け合い、支え合いを促進する

地域福祉を推進するため、地域での支え合い活動に対する区民の理解を促すとともに、地域福祉の担い手がより機能できる環境を整え、誰もが地域で安心して生活できるよう、助け合い、支え合いのしくみを充実していきます。

<個別施策>

①支え合いの地域社会の構築

孤立死の防止、ひとり暮らしの高齢者やひとり暮らしの知的障害者の生活を支援するため、地域における会食会や、気軽に相談にのれる体制づくりを地域との協働により構築し、必要な援助を行います。

②地域福祉の担い手との連携の促進

地域福祉を推進するため、社会福祉協議会や民生委員と連携し、ひとり暮らし高齢者等に対する身近な場所での相談や日常生活上の困りごとなどにきめ細やかに対応する事業を展開します。

また、ふれあいサポート活動は地域福祉において重要な役割を果たしており、孤立死防止のための高齢者への見守り活動などを含め、担い手である町会・自治会との連携をさらに深めていきます。

③多様な主体のボランティア・社会貢献活動の支援

地域での支え合い活動を行う多様な主体（区民、企業、社会福祉法人、NPOなど）と支援を求める住民に対し、活動の場と内容の調整を拡充するため、情報提供やコーディネート強化を図ります。

④成年後見制度の運営の充実

社会福祉協議会の「成年後見センター」との連携強化により成年後見制度の活用を進め、判断能力が低下した高齢者や障害者などへの支援を強化します。

また、成年後見センターが実施する、後見人の確保策としての市民後見人の養成事業を支援するほか、対象者の増加を踏まえた相談体制の強化を図ります。

⑤災害時助け合いシステムの整備

災害時に高齢者や障害者が、安全に避難できるよう支援体制を整備します。
また、できる限り個々の状況に配慮した避難生活がおくれるよう、区内福祉施設の受入体制の整備や、医療機関との連携を推進していきます。

基本政策 3-4-2 : すべての人にやさしいまちづくりを推進する

ユニバーサルデザインの考え方を基本に、区民、民間事業者、区の協働により、ものやしくみ、心のバリアをなくし、高齢者や障害者に限らずすべての区民が快適に暮らすことができる安全・安心のまちづくりを推進します。

<個別施策>

① やさしいまちづくりの推進

地域を構成する区民、事業者、行政がユニバーサルデザインに関する理解を深めるとともに、地域で福祉を担う幅広い人材の育成に向け、ユニバーサルデザイン研修の実施など普及・啓発を推進します。また、おたがいさま運動の普及についても継続的に実施し、地域でともに支え合う参画と協働のしくみづくりや、まちづくりに関する情報提供をさらに進めます。

② やさしいまちの整備

誰もが安全・快適に外出できるよう、側溝の段差解消・歩道の平坦化、視覚障害者用誘導ブロックの設置など、公共施設（公共建築物、道路、公園など）におけるユニバーサルデザイン化を、区が率先して進めます。公共交通施設（鉄道、バス等）の事業者においても、ユニバーサルデザインの導入を促進するため施設整備などを継続して行うよう働きかけます。

また、駅周辺の多くの区民が身近に利用する公益施設（郵便局、病院、福祉施設など）や商業施設等についても、公共施設を含めた面的・重点的なバリアフリー化整備に向け、地域住民や高齢者、障害者、民間事業者などの意見を反映しながら、各主体との連携・協力のもと整備計画の検討を進めます。

基本政策 3-4-3 : 生活の安定を支援する

知識と経験豊富なスタッフを配置し、低所得者が抱える生活問題について福祉的観点から適切な助言を行うことにより、諸問題の解決を図ります。

また、ひとり親家庭が抱える諸問題についても、きめ細かな対応を実施していきます。特に子育て・生活支援および就業支援に重点を置き、早期に多様な支援を開始し、生活基盤の安定を図ります。

<個別施策>

①低所得者に対する自立の支援

低所得者の生活の安定を図るため、生活困窮に関する相談窓口と、高齢者、障害者、ひとり親家庭などの相談窓口が緊密に連携を図り、区民に必要な福祉情報を提供して自立に向けた相談体制の強化を推進します。

また、生活保護受給者には適切な相談を行い、生活を支援するとともに、個々の状況に応じた自立支援プログラムを定め、就業については品川区就業センター等を活用した相談と支援を行います。

②ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭はそれぞれ複雑な状況を抱えているため、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等多岐にわたる支援策の一層の充実を図ります。特に児童扶養手当受給者等については、個々の生活状況、ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携や品川区就業センターの活用による相談支援を強化していきます。